

まごチャンネル利用規約

株式会社チカク(以下「当社」といいます。)、は、本まごチャンネル利用規約(以下「本規約」といいます。))を定め、本規約に基づき、まごチャンネル受信ボックスを販売し、まごチャンネルサービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

まごチャンネル受信ボックスの購入若しくは利用または本サービスの利用を希望される方は、購入または利用に先立ち、本規約の全文をお読み頂いたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条 (定義)

本規約において使用される以下の用語は、以下の各号に定める意味を有するものとします。

- (1)本サービスとは、両親が子供の成長過程の画像及び動画(以下「コンテンツ」といいます。))を撮影し、離れて暮らす子供の祖父母に送信する等の限られたコミュニティでのコンテンツの共有を主たる目的として、当社が「まごチャンネル」との名称でまごチャンネル受信ボックス等をを通じて提供するコンテンツの送受信サービスをいいます。
- (2)まごチャンネル受信ボックスとは、当社が販売する本サービスを利用してコンテンツを受信するために必要となる機器並びにACアダプタ及びHDMIケーブル等の付属品をいいます。
- (3)利用希望者とは、本サービスによるコンテンツの送信または受信を希望する者をいいます。
- (4)登録情報とは、以下の情報をいいます。
 - ①利用希望者の氏名
 - ②利用希望者のメールアドレス
 - ③利用希望者の電話番号
 - ④第29条の利用料の支払いに用いる利用希望者ご本人名義銀行口座情報若しくはクレジットカード情報
 - ⑤利用希望者が本サービスによるコンテンツの受信を希望する者である場合は、第(7)号②の一次ユーザーとして指定する者1名の氏名及びメールアドレス
- (5)登録会員とは、第17条に基づき登録を完了した利用希望者をいいます。
- (6)アカウント情報とは、当社が登録会員に発行する本サービスの利用に必要となるログインID及びパスワードをいいます。
- (7)一次ユーザーとは以下の者をいいます。

- ①登録会員が本サービスを利用したコンテンツの送信を希望する者である場合は、登録会員ご本人
 - ②登録会員が本サービスを利用したコンテンツの受信を希望する者である場合は、本条第(4)号の⑤において指定されたコンテンツの送信者であって、第24条第1項に基づき当社が定める手続きを行った者であります。
- (8)準一次ユーザーとは、一次ユーザーの配偶者またはそれに相当する者であって、第25条に基づき専用アプリにより一次ユーザーに招待され、当社が定める手続きを行った者であります。
 - (9)一次招待ユーザーとは、一次ユーザーまたは準一次ユーザーの兄弟姉妹であって、第26条に基づき専用アプリにより一次ユーザーまたは準一次ユーザーに招待され、当社が定める手続きを行った者であります。
 - (10)二次招待ユーザーとは、第(8)号または前号に規定する者以外の一次ユーザーの親族であって、第27条に基づき専用アプリにより、一次ユーザーまたは準一次ユーザーに招待され、あるいは、一次ユーザーまたは準一次ユーザーの承諾を得たうえで二次招待ユーザーに招待され、当社が定める手続きを行った者であります。
 - (11)ユーザーとは、一次ユーザー、準一次ユーザー、一次招待ユーザー及び二次招待ユーザーを個別にまたは総称しています。

第2条 (本規約の適用及び変更)

- 1.本規約は、当社とまごチャンネル受信ボックスの購入者及び利用者、登録会員並びにユーザー(以下総称して「登録会員ら」といいます。))との間の権利義務関係の一切について適用されます。
- 2.前項にかかわらず、当社の提携先、共同でのサービス提供者等(以下「提携先等」といいます。))からまごチャンネル受信ボックスを購入され、本サービスの会員登録を行う等する場合で当社が指定する場合、購入者は本規約に加え提携先等が定める規約または約款(以下「提携先等規約」といいます。))に同意いただく必要がある場合があります。同意された場合、当社と購入者との間に本規約第2章その他当社が指定する規定は適用されず、それに代えて、当社の提携先等と購入者との間で提携先等規約が適用されます。また、まごチャンネル受信ボックスを購入された当社の提携先等がまごチャンネル受信ボックスに内蔵されたSIMカードの販売元である場合、通信サービスに関する提携先等規約についても同意いただく必要がある場合があります。

- 3.当社がウェブサイトで掲示するまごチャンネル受信ボックスの利用条件及び本サービスの提供条件は、本規約の一部を構成します。
- 4.当社は、登録会員の承諾なしに本規約及び本サービスの内容を変更することができるものとし、当社ウェブサイトへの掲示、全登録会員らへの一斉メール送信その他当社が適当と判断する合理的な方法により告知します。当該告知後、登録会員らが本サービスを利用された場合には、当社はこれらの者が当該変更内容に同意したものとみなします。

第2章 まごチャンネル受信ボックスのご購入

第1節 まごチャンネル受信ボックスの購入手続き

第3条 (まごチャンネル受信ボックスの注文窓口)

- 1.まごチャンネル受信ボックスは、以下の窓口(以下「販売窓口」といいます。))で注文することができます。
 - (1)当社の直販サイト
 - (2)当社が指定する店舗
 - (3)Amazon.co.jpを含む当社が指定するeコマースサイト(以下単に「eコマースサイト」といいます。))

- 2.まごチャンネル受信ボックスは、予告なく品薄、品切れ、販売中止になる場合があります。あらかじめご了承ください。

第4条 (価格)

- 1.当社は、まごチャンネル受信ボックスの価格(消費税及び地方消費税を含み、以下「販売価格」といいます。))を各販売窓口において表示します。
- 2.販売価格には、第29条の本サービスの利用料のうち本サービス利用開始当初の一定期間の利用料が含まれている場合があり、その場合、当社は、その旨及びかかる販売価格に含まれる利用料によって利用できる期間について各販売窓口において販売価格と併せて表示します。但し、販売価格に一定期間の利用料が含まれる場合であっても、本サービスを利用するためには、利用希望者による第3章第1節に従った会員登録が必要であり、また、会員登録が抹消された場合であっても、上記利用料相当額の返金はいりませんのでご了承ください。
- 3.当社の直販サイトまたは当社が指定する店舗で注文される場合、販売価格に加え、1回の注文ごとに当社が指定する配送料の当社への支払いが必要となります。eコマースサイトで注文される場合、当該eコマースサイトの規約等に当該配送料の支払いが必要となる場合があります。
- 4.販売価格には、振込手数料、分割払い手数料、配送料金、設置費用、操作指導に要する料金及び廃却に伴う費用は含まれておりません。
- 5.当社はまごチャンネル受信ボックスの販売価格を予告なしに変更することがあります。

第5条 (ご注文)

- 1.まごチャンネル受信ボックスの購入を希望される方は、(i) 当社の直販サイトによる購入の場合には当社の直販サイトにおいて当社が定める決済等の条件に従って、(ii) 当社が指定する店舗での購入の場合には当該店舗において当社が定める決済等の条件のほか当該店舗の定める規約等に従って、また、(iii) eコマースサイトによる購入の場合には当該eコマースサイトにおいて当社が定める決済等の条件のほか当該eコマースサイトの定める規約等に従って、まごチャンネル受信ボックスを注文することができます。
- 2.当社の直販サイトによるまごチャンネル受信ボックスのご注文手続き完了後の、ご注文の内容変更及びキャンセルは受けたくしなますので、あらかじめご了承ください。また、当社が指定する店舗またはeコマースサイトによるまごチャンネル受信ボックスのご注文手続き完了後のご注文の内容変更及びキャンセルは、当該店舗またはeコマースサイトにおいて当社が定める条件のほか当該店舗またはeコマースサイトの定める規約等に従うものとします。

- 3.第1項に基づきまごチャンネル受信ボックスを注文された場合、当社は、注文者が本規約に同意したものとみなします。

第6条 (売買契約の成立)

- 1.当社の直販サイトによるご注文の場合、まごチャンネル受信ボックスの購入者と当社との間の本規約に基づく売買契約は販売価格の支払方法に従って以下の日(以下「売買契約成立日」といいます。))に成立します。
 - (1)銀行振込、コンビニ振込及びPay-easyの場合:
お振込等の手続きが有効に行われたことを当社が確認できた日
 - (2)クレジットカード決済の場合
当社が、購入者によるクレジットご利用の申込みを承諾した旨の通知を受領した日
- 2.当社が指定する店舗またはeコマースサイトによるご注文の場合、当該店舗またはeコマースサイトの定める規約等に従って、当該規約等に指定された当事者と購入者との間でまごチャンネル受信ボックスの売買契約が成立するとします。

第7条 (発送、会員登録及び所有権の移転)

- 1.前条に基づき購入者との間でまごチャンネル受信ボックスの売買契約が成立した場合、まごチャンネル受信ボックスは、かかるご注文をいただいた当社の直販サイト、当社が指定する店舗、またはeコマースサイトでの指定に基づき、以下の各号のいずれかの方法で発送され、また、それぞれ同号に定める方法で会員登録を行っていただく必要があります。

- (1)発送前に会員登録を行っていただく場合

発送前に会員登録を行っていただく場合には、当社からのまごチャンネル受信ボックスの発送前に、利用希望者において、第3章第1節に従っ

て会員登録を行っていただく必要があります。かかる会員登録が完了した場合、当該ご注文の際にご購入者により指定された発送先へまごチャンネル受信ボックスを送送いたします。

(2) 発送後に会員登録を行っていただく場合

- 発送後に会員登録を行っていただく場合には、まごチャンネル受信ボックスは、会員登録手続前に当該ご注文の際にご購入者により指定された配送先へ発送されます。その場合、まごチャンネル受信ボックスを使用して本サービスを利用するためには、ご購入者により指定された配送先でのまごチャンネル受信ボックスの受領後に、利用希望者による第3章第1節に従った会員登録が必要となります。
- 各販売窓口において表示するまごチャンネル受信ボックスのお届け日は目安としての情報であり、当社は当該お届け日にお届けすることをお約束するものではありません。
- まごチャンネル受信ボックスの納品先は日本国内に限らせて頂きます。
- まごチャンネル受信ボックスは当社より発送させて頂いた日から起算して30日以内にお受け取りください。かかる期間内にお受け取りされない場合は、当社は、購入者がまごチャンネル受信ボックスの所有権を放棄したものとみなして自由処分することができるとします。
- 購入者または納品先がまごチャンネル受信ボックスを受領した時点をもって、当該まごチャンネル受信ボックスの所有権は当社から購入者に移転するものとします。但し、当該まごチャンネル受信ボックスのお支払方法にてクレジットカード決済をご選択されている場合は、購入者とクレジットカード会社間の立替払契約に基づく債務が完済されるまで当該まごチャンネル受信ボックスの所有権は当社からクレジットカード会社へと移転し、留保されます。

第2節 初期不良への対応及び保証

第8条(初期不良への対応)

- まごチャンネル受信ボックスの品質については万全を期しておりますが、万一、まごチャンネル受信ボックスが当社の定める機能または性能を有さないこと(以下「故障」といいます。)が確認された場合は、まごチャンネル受信ボックスの到着後8日以内に、当社サポート窓口にご連絡ください。
- 前項のご連絡を受け、当社でまごチャンネル受信ボックスに故障があることが確認された場合、当社は、第3節の規定に従って、無償(当社への送料についても当社が負担します。)(にて当該まごチャンネル受信ボックスを修理または良品(当該まごチャンネル受信ボックスの同製品がない場合は同等の機能を持つ製品(再生品を含みます。))とします。)と交換いたします。

第9条(保証)

- ご購入から一定期間(当社の直販サイトによるご注文の場合、第6条に基づき売買契約が成立した日から)1年以内、また、当社が指定する店舗またはeコマースサイトによるご注文の場合、当該店舗またはeコマースサイトが定める期間(以下「保証期間」といいます。))にまごチャンネル受信ボックスに故障が発生した場合は、まごチャンネル受信ボックスに同梱される「まごチャンネルかんたん設置ガイド」末尾の「保証書」をご準備のうえ、当社サポート窓口にご連絡ください。
- 前項のご連絡を受け当社でまごチャンネル受信ボックスの故障を確認次第、第3節の規定に従って、無償(当社への送料についても当社が負担します。)(にて当該まごチャンネル受信ボックスを修理いたします。但し、保証期間内であっても次の場合は有償での修理とさせていただきます。
 - 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
 - 購入後の移動、輸送、落下等による故障及び損傷
 - 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、人災、公害や異常電圧による故障及び損傷
 - 保証書の提示がない場合
 - 一般家庭以外(業務用の長時間の使用等)に使用された場合の故障及び損傷
 - 「まごチャンネルかんたん設置ガイド」に記載する「警告」または「注意」に従わない使用をしたこと
 - HDMIアンペア・セクタ等、外部機器がテレビとまごチャンネル受信ボックスの間に中継された場合
 - まごチャンネル受信ボックスに接続されたテレビ等の外部機器や、まごチャンネル受信ボックスのACアダプタに接続された電源の不具合・故障に起因または誘発された故障及び損傷

第3節 修理サービス

第10条(修理サービスの適用範囲)

本節は、当社が日本国内に居住のまごチャンネル受信ボックスの購入者に対して、まごチャンネル受信ボックスの故障を修理するために提供するサービス(以下「修理サービス」といいます。))について適用されます。

第11条(修理サービスの手続き)

- 修理サービスのご利用に際し、購入者のご利用希望の旨を、当社サポート窓口によりお申込みになり、当社が受付処理を済ませた段階で、本規約に基づく修理サービス提供に関する契約が成立するものとします。
- 当社サポート窓口の指示に従い、まごチャンネル受信ボックス及びまごチャンネル受信ボックスのお届け時にまごチャンネル受信ボックスと同梱

されていた付属品等を当社に発送ください。なお、購入者の私物が当該梱包箱に混入していた場合であっても当社から購入者への返却はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 購入者が当社への発送手続きを完了された後、当社に配送業者名及び荷物送り状番号(伝票番号)をご連絡ください。

第2項の送料並びに当該送料にかかる消費税及び地方消費税につきましては、第8条及び第9条の場合を除き、購入者のご負担とさせていただきます。まごチャンネル受信ボックスの修理が完了した時点または当社が修理の必要がないと判断した場合は、当社は第1項のお申込み時に購入者から指定されたメールアドレスに通知のうえ、第1項のお申込み時に購入者から指定されたお届け先へ、第13条の料金及び支払い方法を記載した請求書と同梱のうえ、まごチャンネル受信ボックスを送送します。なお、この場合は第7条第3項及び第4項の規定を準用します。

第12条(修理に関する業務委託)

当社は、修理サービスの全部または一部を、第三者に対し委託する場合があります。

第13条(料金及び支払方法)

1. 修理サービスのご利用料金は、以下の料金並びに消費税及び地方消費税相当額の合計とします。但し、第8条及び第9条の場合は無償となります。

(1) 診断料

まごチャンネル受信ボックスの修理前の診断料金です。修理を実施する場合は、診断料は修理サービス料に含まれますが、修理をキャンセルされる場合または点検の結果修理の必要がないと当社が判断した場合は、診断料をご負担頂きます。

(2) 見積書作成料

購入者により料金の見積書の作成をご依頼される場合は有料となります。

(3) 修理サービス料

まごチャンネル受信ボックスの修理の実施に伴う技術料及び部品代の合計

(4) 発送料

まごチャンネル受信ボックスを修理サービスを依頼された購入者に返送するための配送料

- 当社に修理を依頼された購入者は、第11条第5項のメールによる通知の後、10日以内に、まごチャンネル受信ボックスに同梱された請求書の記載に従い、当社に対して修理サービスに関する料金をお支払い頂きます。なお、上記期日までに支払いのない場合、購入者は、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 当社は修理サービスに関する料金の支払いについて領収書を発行いたしません。

第14条(コンテンツ等の取扱い)

- 当社は、まごチャンネル受信ボックスに記録されたコンテンツ等のデータを必要に応じて修理サービスの提供過程で閲覧、実行または一時的複製を行う場合がありますが、修理の目的以外に使用いたしません。
- 当社は、コンテンツ等のデータについてのバックアップについては責任を負いません。
- 当社は、修理のために必要と当社が判断する場合、まごチャンネル受信ボックスの初期化、交換等の作業を行うことがあります。その際、コンテンツ等のデータが失われる場合があります。
- 修理サービスの提供にあたっては細心の注意を払いますが、前項以外の場合であっても、修理サービスの提供過程でコンテンツ等のデータの毀損または消失等が生じる場合があります。
- コンテンツ等のデータの毀損及び消失等について、当社は一切の責任を負いません。
- 当社に修理を依頼された購入者は、まごチャンネル受信ボックスを当社に発送する前に、購入者の責任において、必要な範囲で、毀損及び消失等させたくないコンテンツ等のデータは、当該データの送信者であるユーザーにバックアップを指示していただくようお願いいたします。

第15条(部品の取扱い)

- 修理サービスの提供に際し、まごチャンネル受信ボックスの部品交換が必要となった場合は、当社の判断により再生部品または代替部品を使用する場合があります。
- 部品交換で取り外した故障部品につきましては、再生利用や故障分析などを目的に、当社の判断で回収させていただきます。なお、回収した故障部品の所有権は当社に帰属するものとします。

第3章 本サービスのご利用

第1節 ご利用開始までの手続き

第16条(専用アプリのインストール)

本サービスをご利用いただくためには、当社の指定する方法により、利用希望者において、App StoreまたはGoogle Play Storeで「まごチャンネル」を検索し、まごチャンネル専用アプリ(以下「専用アプリ」といいます。))をダウンロードしたうえで、本アプリをスマートフォンにインストールする必要があります

第17条(会員登録)

- 利用希望者は、次項の手続きに従って、登録情報(第29条の利用料の支払方法(クレジットカード決済または銀行口座からの引き落とし)の指定を含みます。)を当社にご連絡いただくことによって、本サービスの会員登録の申込みを行うことができます。なお、当社が別途認めた場合を除き、法人その他の団体は申込みを行うことができません。
- 前項の申込みは、ご注文の際に指定するまごチャンネル受信ボックスの発送及び会員登録の方法に応じて、以下の方法により行うものとします。なお、以下の方法により利用希望者が申込みをされた場合、当社は、当該利用希望者が本規約に同意したものとみなします。
 - 発送前に会員登録を行っていただく場合
利用希望者において、当社直販サイトまたはまごチャンネル受信ボックスのご注文の際に指定頂いたメールアドレスに、当社が送信したメールに記載のウェブサイトにおいて登録情報を登録
 - 発送後に会員登録を行っていただく場合
専用アプリ内の案内に従って、コンテンツの送信を希望するまごチャンネル受信ボックスのご利用開始番号(まごチャンネル受信ボックスと同梱される「まごチャンネルをご利用になる前に」に記載いたします。)及び登録情報を入力
- 当社は、前項に従って申込みを行った利用希望者について登録の可否を判断し、登録を認める場合は、その旨及びアカウント情報を、専用アプリまたはメールにより通知します。
- 当社は、利用希望者が以下の各号の何れかに該当する場合は、前項の登録をお断りすることがあります。
 - 当社が定める方法によらずに申込を行った場合
 - 法人その他の団体である場合
 - 登録情報に漏れ、誤記または虚偽があった場合
 - 本規約を含む当社との契約に過去に違反したことがある者またはその関係者である場合
 - 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人の何れかであり、申込みに際し、法定代理人、後見人、補佐人または補助人の同意を得ていなかった場合
 - 反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会合申合せ)」において、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じです。)であると当社が判断した場合
 - 前各号以外で、当社が不適切であると判断した場合
- 前項の通知の送信時点で利用希望者の会員登録が完了するとともに、本規約に基づく本サービスの利用契約(以下、「本サービス利用契約」といいます。)が登録会員と当社との間に成立し(当該通知が行われた日を「利用契約成立日」といいます)、ユーザーは本章に従って本サービスを利用することができます。

第2節 アカウント情報の管理等

第18条(アカウント情報の管理)

- 登録会員は、第三者(但し、第4節に基づき、ユーザーにアカウントの使用を許諾する場合は除きます。以下本条において同じです。)にアカウント情報を使用されることのないよう、以下の事項を守らなければなりません。
 - 第17条第3項に基づき当社からアカウント情報の通知があった場合、容易に第三者に推測されないパスワードに速やかに変更すること
 - 第三者にアカウント情報を開示しないこと
- 登録会員は、アカウント情報の管理及び使用について一切の責任を負い、アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。また、アカウント情報の不正使用によって当社に損害が生じた場合、登録会員は当該損害を賠償するものとします。
- 登録会員は、アカウント情報を第三者に貸与、譲渡、名義変更することはできません。

第19条(登録情報の変更)

- 登録会員は、登録情報に変更があった場合、当社が定める方法により、当該変更内容を遅滞なく当社に通知するものとします。
- 前項の通知がなされなかったことで、当社から登録会員への連絡の不到達等の不利益を被ったとしても、当社は登録会員に対し一切の責任を負いません。
- 登録会員は、第29条の利用料の支払方法としてクレジットカード決済を選択した場合において、登録情報のうちクレジットカードの会員番号等に変更があった場合には、新しい会員番号等がクレジットカード会社から当社に通知されることに同意するものとします。

第3節 本サービスご利用の前提条件

第20条(コンテンツの送信)

- ユーザーがコンテンツをまごチャンネル受信ボックスに送信するためには、ユーザーが利用するスマートフォンが、公衆無線回線またはWi-Fi等

のインターネット接続できる通信環境にある必要があります。

- ユーザーがまごチャンネル受信ボックスに送信することができるコンテンツの容量は以下のとおりとします。
 - 動画：1回の送信につき3分間。但し、ユーザーが利用するスマートフォンのパフォーマンス及び通信環境によっては3分間を下回る場合があります。
 - 画像：当画面は制限を設けませんが、今後、当社または当社が本サービスの提供のために利用する第三者のサーバー、ネットワーク若しくはシステム等の負荷状況を踏まえ、制限を設ける場合があります。

第21条(コンテンツの受信)

- まごチャンネル受信ボックスの保有者がコンテンツを閲覧するためには、以下の条件を満たす必要があります。
 - まごチャンネル受信ボックスが、内蔵されたSIMカードに適合した公衆無線回線に接続できる通信環境にあること
 - まごチャンネル受信ボックスが、まごチャンネル受信ボックスと同梱される「まごチャンネルをご利用になる前に」に記載される方法で、電源及びテレビと接続した状態にあること
- まごチャンネル受信ボックスには、当社がウェブサイトにおいて指定する容量のコンテンツをダウンロードすることができます。

第22条(当社によるコンテンツの閲覧、複製及び加工)

当社は、以下の範囲内で、ユーザーが送信するコンテンツの内容を閲覧、複製または加工することができます。

- 登録会員またはユーザーの第37条の禁止行為の有無をモニターするため
- 登録会員またはユーザーの要請を受けて、削除されたコンテンツを復旧するため
- 登録会員またはユーザーに対する本サービスまたは本サービスに付随するサービスの提供のため
- 別途、登録会員またはユーザーの許諾を受けて、当社の提供する他のサービスにコンテンツを利用するため

第23条(広告等の表示)

当社は、専用アプリの画面及びまごチャンネル受信ボックスに接続されたテレビの画面上に当社または当社と契約した広告主の広告を表示する場合があります。

第4節 本サービスのご利用

第24条(一次ユーザー)

- 登録会員が本サービスを利用したコンテンツの受信を希望する者である場合は、登録会員により指定されたコンテンツの送信者(第1条第(4)号の⑤に記載の者をいいます。)は、一次ユーザーとして、以下の手続きを行う必要があります。なお、以下の手続きが行われた場合、当社は、当該送信者が本規約に同意したものとみなします。
 - 第16条に基づき専用アプリをインストールすること
- 一次ユーザーは、登録会員のアカウント及び専用アプリを用いて、以下の範囲内で本サービスを利用することができます。
 - まごチャンネル受信ボックスへのコンテンツの送信
 - 全ユーザーにより送信されたコンテンツの閲覧
 - 全ユーザーにより送信されたコンテンツの削除
 - 準一次ユーザーの招待(その取消を含みます。以下同じです。)
 - 一次招待ユーザーの招待
 - 二次招待ユーザーの招待
 - 一次ユーザーによる二次招待ユーザーの招待に関する第26条第(4)号の承諾(その取消を含みます。以下同じです。)

第25条(一次ユーザーの配偶者(準一次ユーザー))

一次ユーザーから招待を受けた配偶者は、当社が定める手続き(手続きの内容については、第24条第1項の規定を準用します。)を行うことにより、第24条第2項(但し、第(4)号を除きます。)の範囲内で本サービスを利用することができます。

第26条(一次ユーザーまたは準一次ユーザーの兄弟姉妹(一次招待ユーザー))

一次ユーザーまたは準一次ユーザーから招待を受けたその兄弟姉妹は、当社が定める手続き(手続きの内容については、第24条第1項の規定を準用します。)を行うことにより、登録会員のアカウント及び専用アプリを用いて、以下の範囲内で本サービスを利用することができます

- まごチャンネル受信ボックスへのコンテンツの送信
- 全ユーザーにより送信されたコンテンツの閲覧
- 自ら送信したか、または自らが招待した二次招待ユーザーにより送信されたコンテンツの削除
- 一次ユーザーまたは準一次ユーザーの事前の承諾を得たうえで行う二次招待ユーザーの招待

第27条(その他の一次ユーザーの親族(二次招待ユーザー))

一次ユーザー、準一次ユーザーまたは一次招待ユーザーから招待を受けた一次ユーザーの親族(但し、準一次ユーザーまたは一次招待ユーザー

一を除きます。),は、当社が定める手続き(手続きの内容については、第24条第1項の規定を準用します。)を行うことにより、登録会員のアカウント及び専用アプリを用いて、以下の範囲内で本サービスを利用することができます。

- (1)まごチャンネル受信ボックスへのコンテンツの送信
- (2)全ユーザーにより送信されたコンテンツの閲覧。
- (3)自ら送信したコンテンツの削除

第28条(まごチャンネル受信ボックスの利用者)

当社は、まごチャンネル受信ボックスのユーザーがまごチャンネル受信ボックスの利用を開始した時点で、当該ユーザーが本規約に同意したものとみなします。

第5節 利用料及び支払方法

第29条(利用料及び支払方法)

1.登録会員は、本サービス利用契約に基づく本サービスの利用料として、1アカウントにつき、ご注文の際に指定するまごチャンネル受信ボックスの発送及び会員登録方法に応じて、以下の月から1ヶ月あたり当社がウェブサイトで定める金額円及び消費税相当額を当社に支払うものとし、

- (1)発送前に会員登録を行っていただく場合
当社がまごチャンネル受信ボックスを発送した日を起算日とした4日後の翌月
- (2)発送後に会員登録を行っていただく場合
会員登録日の翌月

2.前項の利用料の支払いは、第17条第1項の登録会員による支払方法の指定に従い、本サービスの利用月の当社指定の期日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払日」といいます。)にクレジットカード決済または銀行口座からの引き落としにより行うものとします。

3.支払日に前項のクレジットカード決済または銀行口座からの引き落としができない場合、当社は登録会員及びユーザーに対する本サービスの提供を停止します。

4.支払日に第2項のクレジットカード決済または銀行口座からの引き落としができない場合は、登録会員は、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとし、

5.当社は利用料の支払いについて領収書を発行いたしません。

第30条(その他の費用)

本サービスの利用にあたって必要なスマートフォン及びテレビの購入または維持にかかる費用、パケット料、データ利用料などの通信料その他の一切の費用(専用アプリをスマートフォンにダウンロードする際及び専用アプリがネットワークへ接続し通信を行う際に必要となる通信料を含みます。),は、登録会員またはユーザーの負担とします。

第6節 本サービスの中断及び停止

第31条(本サービスの中断)

1.当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供の全部または一部を中断することができるものとします。

- (1)当社または当社が本サービスの提供のために利用する第三者のサーバー、ネットワークまたはシステム等の保守または点検を実施するとき
- (2)当社が本サービスの提供のために利用する第三者のサーバー、ネットワークまたはシステム等が障害等によって使用できなくなったとき
- (3)地震、落雷、火災、風水害、停電その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できなくなったとき
- (4)その他当社が本サービスの提供上、一時的な中断が必要と判断した場合

2.当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部の運営を中断するときは、あらかじめその旨を当社ウェブサイトへの掲示、全登録会員への一斉メール送信その他当社が適当と判断する合理的な方法により登録会員に告知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第32条(本サービスの中止)

当社は、事業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部につき提供を中止することがあり、その場合、少なくとも1ヶ月前に、当社ウェブサイトへの掲示、全登録会員への一斉メール送信その他当社が適当と判断する合理的な方法により登録会員に告知します。

第7節 会員登録の抹消

第33条(登録会員による抹消)

1.登録会員は、自己の登録会員としての登録を抹消し、本サービス利用契約を終了させる場合は、以下の窓口に連絡するものとし、当社から登録会員宛ての登録抹消の確認メールの発信をもって登録抹消が行われたものとみなします。

- (1)e-mail: support@chikaku.co.jp
- (2)電話: 050-6860-5481 (受付時間: 平日10時から18時)

2.前項に基づき登録会員から登録の抹消の連絡が行われた月の利用料については、第29条に基づきお支払い頂きます。

第34条(当社による登録抹消)

1.当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、登録会員に事前に通知することなく、登録会員及びユーザーについて、本サービスの提供を一時停止し、または登録会員の登録を抹消して本サービス利用契約を終了させることができます。

- (1)登録会員が第17条第4項に定める各号の何れかに該当することが判明した場合
- (2)登録会員らが本規約の何れかの規定に違反した場合
- (3)登録会員らが第37条に定める禁止行為を行った場合
- (4)利用料のクレジットカード決済または銀行口座からの引き落としが支払日に行えなかった場合
- (5)登録会員の指定したクレジットカードの利用がクレジットカード会社により停止された場合
- (6)登録会員が支払停止若しくは支払不能となり、または登録会員に対して破産手続開始の申立があった場合
- (7)登録会員の死亡が確認された場合
- (8)その他登録会員の登録を認めることが不適切と当社が判断した場合

2.当社は、ユーザーによる本サービスを利用したコンテンツの送信及び送信されたコンテンツの閲覧が1年以上ない場合は、登録会員に対して、事前に登録されたメールアドレスへのメールまたは専用アプリを利用して事前に通知のうえ、登録会員の登録を抹消して、本サービス利用契約を終了させることができます。

3.第1項及び第2項に基づき当社がとった措置に基づき、登録会員及びユーザーに生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第35条(登録抹消後の取扱い)

1.第33条及び第34条に基づき登録会員の登録が抹消された場合は、以後、登録会員及びユーザーは、アカウント情報及びコンテンツを含む当該登録会員及びユーザーに関する情報の一切の情報にアクセスすることができなくなるものとします。

2.前項にかかわらず、既にまごチャンネル受信ボックスにダウンロードされたコンテンツについては自由に閲覧することができます。

3.第33条及び第34条に基づき登録会員の登録が抹消された場合は、登録会員は当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその全てを履行しなければならないものとします。

第8節 当社の責任

第36条(当社の責任)

- 1.当社は、本サービスの提供に関し、当社が定める仕様に従って継続的に提供できるよう合理的な努力を行います。
- 2.当社は、本サービスについて、その品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、コンテンツが常時保存されアクセス可能であること、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であると問わず、取引過程または取引慣行により生じる保証を含め、いかなる種類の表明も保証も行いません。
- 3.当社は、本サービスの中断、利用の制限、中断または中止により登録会員または受講者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 4.何らかの理由により当社が登録会員に対して責任を負う場合であっても、当社は過去3ヶ月内に登録会員が第29条に従って当社に支払った料金の額を超えて賠償する責任を負わないものとします。なお、かかる場合であっても、派生的損害、付随的損害、間接損害、特別損害または逸失利益にかかる損害については、当社は賠償する責任を負わないものとします。

第4章 禁止行為

第37条(禁止行為)

登録会員らは、まごチャンネル受信ボックスまたは本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または当社が該当すると判断する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってはならないものとします。

- (1)まごチャンネル受信ボックスを本サービスの本来の目的を超えて第三者に利用させる行為
- (2)まごチャンネル受信ボックスの濫用
- (3)まごチャンネル受信ボックスを分解または改造する行為
- (4)まごチャンネル受信ボックスからSIMカードを抜き取って他の端末等において使用する行為またはまごチャンネル受信ボックスに他のSIMカードを挿入して利用する行為
- (5)まごチャンネル受信ボックスと同梱されたものと異なるACアダプターまたはHDMIケーブルとの接続、その他当社指定する使用環境外における使用
- (6)ユーザー以外の者に本サービスを利用させる行為
- (7)営利を目的として利用する行為
- (8)法令または公序良俗に反する行為

- (9)当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権その他の権利若しくは利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (10)専用アプリ及びまごチャンネル受信ボックスを含む本サービスに関連する一切のソフトウェア及びハードウェアの分解、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他一切の解析行為
- (11)専用アプリの改変、複製、転載及び再配布
- (12)当社または当社が本サービスの提供のために利用する第三者のサーバー、ネットワーク若しくはシステム等に過度な負担をかける行為
- (13)当社または当社が本サービスの提供のために利用する第三者のサーバー、ネットワーク若しくはシステム等に不正にアクセスする行為、ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為またはこれらを試みる行為
- (14)本サービスの本来の目的を超えてコンテンツを不特定多数に公開する、または不特定多数が閲覧する可能性がある場所において公開ために送信する行為
- (15)第三者になります行為
- (16)性行為、わいせつな行為等を目的として利用する行為
- (17)面識のない異性とのお会い等を目的として利用する行為
- (18)人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、または他者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19)人の殺害・傷害現場、死体、その他残虐な行為を撮影したコンテンツ等、または社会通念上他人に嫌悪感を抱かせたり、他者が不快を感じる可能性が高いコンテンツを送信する行為
- (20)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (21)アダルトサイト、ファンクニック詐欺サイト、ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を流布させることを目的とするサイト等に誘導する行為
- (22)その他当社が不適切と判断する行為

第5章 一般規定

第38条 (知的財産権)

1. 専用アプリ及びまごチャンネル受信ボックスを含む本サービスに関連する一切のソフトウェア及びハードウェアに関する知的財産権(ノウハウを含みます。)は、全て当社に帰属しており、登録会員及びユーザーに対する本サービスの提供は、これらの知的財産権が登録会員またはユーザーに移転することを意味するものではありません。
2. 登録会員及びユーザーは、本サービスを利用して送信するコンテンツについて、本サービスを利用して送信する正当な権限を有していること、及び当該コンテンツが当社または第三者の権利を侵害していないことを当社に対して表明し保証するものとします。
3. 登録会員及びユーザーは、当社に対して、本サービスを利用して送信するコンテンツについて、当社が本サービスの提供に必要な範囲内で複製、送信及び表示することについて、当社に対してライセンスを付与するものとします。

第39条 (秘密保持義務)

1. 登録会員ら及び当社は、本規約に基づく本サービス利用契約の締結及び履行に関して相手方(以下、かかる情報を開示する者を「開示者」といい、情報を取得する者を「受領者」といいます。)から取得した一切の情報(専用アプリの情報を含みます。以下「秘密情報」といいます。)を第三者に対して開示し、または漏洩してはならず、また、かかる秘密情報を本サービス利用契約の履行以外の目的のために使用してはならないものとします。
2. 前項の規定は、以下の情報については適用されないものとします。
 - (1)開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2)開示者から開示された後で、自らの帰責事由によらずに公知となったもの
 - (3)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4)開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5)開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 第1項にかかわらず、受領者は、以下の場合にはその限度において秘密情報を開示することができるものとします。
 - (1)当社がコンテンツをまごチャンネル受信ボックスに送信し、まごチャンネル受信ボックスの利用者及びユーザーの閲覧に供する場合
 - (2)当社が本サービスを提供するにあたり必要な範囲内で、本規約と同等の秘密保持義務を課した第三者に対して情報を転送する場合
 - (3)司法・行政機関等により要求された場合または法的手続、届出その他類似の手続で要求された場合

第40条 (個人情報の取扱い)

当社は、登録情報及びユーザーが送信したコンテンツのうち個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。その後の改正を含みます。また、以下「個人情報保護法」といいます。))における個人情報をいいます。)の取扱いについて、別途ウェブサイトに掲示するプラ

イバシーポリシーを定め、登録会員及びユーザーは、当該プライバシーポリシーに従って個人情報が取り扱われることに同意するものとします。

第41条 (契約上の地位の移転)

登録会員は、当社が指定する方法による当社の事前の同意なしに、本規約に基づく本サービス利用契約上の地位またはこれらの契約に基づく権利若しくは義務を譲渡、移転、承継その他の方法により処分してはならないものとします。

第42条 (分離可能性)

本規約または本規約に基づく本サービス利用契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効または執行不能とされた場合であっても、これらの他の条項が無効または執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第43条 (準拠法及び管轄裁判所)

本規約または本サービス利用契約は日本法に準拠するものとし、これらに関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。